

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改定のお知らせ

金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は**2019年10月より**、流動性預金に係る共通規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。また既にお取引のあるお客さまにおきましても、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、再度確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示またはご提出をお願いする場合がございます。

なお、在留カードをお持ちのお客さまにつきましては新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引があるお客さまも在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードをご提示のうえ当金庫へお届けいただきます。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、ご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引の一部または全部を制限させていただく場合がございます。



1. 改定となる預金規定

流動性預金に係る「共通取引規定」

2. 主な改定内容

共通規定(抜粋)

取引の制限等(下線部が追加箇所)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (4) 当金庫は、預金口座が本規定の定める各条項のいずれかに違反して利用している可能性があるとして判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で使用している可能性があるとして判断した場合には、お客様への事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただくことがあります。

解約等(下線部分が追加・変更箇所)

- (1) 預金口座を解約する場合には通帳（カードを利用されている場合は通帳およびカード）を提出のうえ、当店で申出してください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約することができます。
- (2) 次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② 預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以下省略

2019年6月

巣鴨信用金庫